

70歳未満の方の高額療養費制度が 変わります



付しますので申請してください。
※申請時に領収書の提示が必要
です。大切に保管してください。
※市の国民健康保険以外は取り
扱いが異なることがあります。
※詳しくは加入中の健康保
険組合などにお問い合わせく
ださい。

医療費が高額に なりそうなきときは 限度額適用認定証を ご利用ください

平成27年1月から、70歳未満
の方の国民健康保険の高額療養
費の所得区分と自己負担限度額
が変わります。なお、住民税非
課税世帯と70歳以上の方の所得
区分と自己負担限度額に変更は
ありません。
高額療養費に該当する世帯に
は、受診した月の3か月から4
か月後に市から支給申請書を送

付します。住民
税非課税世帯の方は、合わせて
食事負担額も減額されます。
※70歳以上75歳未満で住民税課
税世帯の方は、保険証と高齢
受給者証を医療機関に提示す
ることで自己負担限度額まで
の支払いとなるため、申請は
不要です。
※保険税を滞納している場合は
この制度をご利用いただけま
せん。
※70歳未満の方で、すでに限度
額適用認定証をお持ちの方に
は、平成27年1月以降にご利用
いただく証を12月下旬に送
付します。

国民年金は 60歳以上でも 任意加入できます

日本国内に住所を有する20歳
以上60歳未満の方は、厚生年金
▽問合せ 保険年金課国保係

12月4日～10日は 人権週間です

市内では6人の人権擁護委員
が法務大臣から委嘱され、さま
ざまな活動を行っています。
市では、人権週間に合わせ
て、人権の上相談を実施しま
す。家庭や近隣などでの悩み、ご
とがありましたら、気軽に相談
してください。

人権に 関する 電話 法律相談



●内容：いじめ、差別、家庭で
の悩みごとなどに関する相談
▽申込み・問合せ 市民課市民
相談窓口係(直通558・1
216)

保険や共済組合に加入中の方を
除いて、国民年金に加入するこ
とになっています。
60歳で年金受給権を満たして
いない方も、未納期間や未加入
期間があり満額の老齢基礎年金
を受け取ることができない方
は、60歳以降の加入申出をされ
た月から65歳到達月の前月まで
国民年金に任意加入し、保険料
を納めることができます。
昭和40年4月1日以前生まれ
の方で、65歳でも年金受給権を
満たしていない方は、70歳到達
月の前月までの間、年金受給権
を満たすまで任意加入すること
ができます。
老齢基礎年金を65歳前に繰り
上げて受給されている方は、任
意加入することができません。
▽持ち物 年金手帳、預貯金通
帳、通帳の届出印
▽申請・問合せ
●保険年金課年金係
●五日市出張所市民総合窓口係
(申請のみ)

●伊藤宗武さん
●関田正幸さん
●肥後くみ子さん
●本堂節子さん
●三上裕子さん
●渡邊祐一さん
▽人権身の上相談(予約制)
●日時：12月5日(金) 午後1時
30分～4時30分
●場所：あきる野ルピア3階会
議室

●平成19年1月1日以前に建築
された住宅(賃貸住宅を除
く)
●平成27年1月1日以前に建築
された住宅(賃貸住宅を除
く)
●平成28年3月31日までに一定
の省エネ(熱損失防止)改修工
事をした住宅(120平方以上
を限度)で次の要件を満たす
場合、翌年度分の家屋の固定資
産税の3分の1を減額します。
▽対象 平成20年1月1日以前
に建築された住宅(賃貸住宅
を除く)で、次の改修工事に
50万円を超える費用を要した
住宅
●窓の断熱改修工事(必須)
●床、天井か壁の断熱改修工
事

新小・中学生に 入学通知書を 送ります

平成27年4月から小・中学校
に入学する子どものいる家庭
に、12月中旬に「入学通知書」
を送付します。
▽次に該当する方は連絡して
ください。
●入学通知書が届かない方
●入学通知書を受け取った後、
転居が転出した方
●平成27年3月末までに転居が
転出する予定の方
●国立・都立・私立の小・中学
校などに入学する方(入学決
定後、入学校の入学許可書と
はんこをお持ちの上、届け出
てください)
●外国人の方で入学を希望する
方(就学願を提出している方
は不要です)
▽問合せ 教育総務課学務係

オール東京 滞納STOP強化月間



都と区市町村では、安定した
税収確保と納税の公平性確保を
目指して、12月を「オール東京
滞納STOP強化月間」と位置
づけ、都と区市町村が連携した
広報や催告による納税推進、差
し押さえやタイロック、搜索
等による滞納処分など、多様な
徴収対策に取り組みます。

木造住宅の耐震診断・耐震改修 費用の助成をしています



市では、市民の防災意識の向
上を図るとともに、災害に強い
街づくりを推進するため、既存
の木造住宅の安全性を高める目
的で、耐震診断と耐震改修を行
う方に対し、費用の一部を助成
しています。
平成26年度第2期分の助成枠

に余裕がありますので、耐震診
断などを計画している方は、お
問い合わせください。
▽申込み期間 平成27年2月末
まで
▽募集棟数
●耐震診断：15棟
●耐震改修：3棟
▽その他 詳しくは、市ホーム
ページか都市計画課で配布す
るチラシをご覧ください。
※この制度を利用する場合は、
事前にご相談ください。耐震
診断、耐震改修とも同一の住
宅に対してそれぞれ1回に限
り、予算の範囲内で助成しま
す。
▽紛らわしい業者にご注意 市
では、この事業について特定
の業者への委託は行っていま
せん。また、国や都において
も特定の業者に委託した耐震

改修をした住宅の 固定資産税を 減額します

※改修後3か月以内に申告書を
提出してください。
※詳しくはお問い合わせくださ
い。

耐震改修をした住宅

平成27年12月31日までに耐震
改修工事をした住宅で次の要件
を満たす場合、翌年度分の家屋
の固定資産税の2分の1を減額
します。
▽対象 ●昭和57年1月1日以前に建築

省エネ改修をした住宅

平成28年3月31日までに一定
の省エネ(熱損失防止)改修工
事をした住宅(120平方以上
を限度)で次の要件を満たす
場合、翌年度分の家屋の固定資
産税の3分の1を減額します。
▽対象 平成20年1月1日以前
に建築された住宅(賃貸住宅
を除く)で、次の改修工事に
50万円を超える費用を要した
住宅
●窓の断熱改修工事(必須)
●床、天井か壁の断熱改修工
事

バリアフリー改修を した住宅

平成28年3月31日までにバリ
アフリー(居住安全)改修工事
をした住宅で次の要件を満たす
場合、100平方以上を限
りに翌年度分の家屋の固定資産
税の3分の1を減額します。
▽対象 ●バリアフリー改修工事(廊下
の拡幅、手すりの取り付け、
階段の勾配の緩和、床の段差
の解消、浴室の改良、引き戸
の取り替え、便所の改良、床

表面の滑り止め化)で、補助
金などを除く自己負担額が50
万円を超える費用を要した住
宅
●平成19年1月1日以前に建築
された住宅(賃貸住宅を除
く)
●併用住宅では住宅部分の面積
が2分の1以上であること
●次のいずれかの方が居住する
既存の住宅
* 65歳以上の方(工事が完了し
た翌年の1月1日現在)
* 要介護認定が必要支援認定を受
けている方
* 障がいのある方
※新築住宅特例、耐震改修特例
を受けている場合は適応され
ません。
※バリアフリー改修特例の適用
は1回限りです。
▽問合せ 課税課家屋資産税係